

■186-参-外交防衛委員会-16号 平成26年05月20日

○政府特別補佐人（横畠裕介君） お答えいたします。

・・・このような武力の行使は、国際法上、個別的自衛権の行使に当たるものであり、他方、集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにかかわらず実力をもって阻止することが正当化される権利であり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるため、そのような武力の行使は憲法上許されないと解してきているところでございます。

■153-参-外交防衛委員会-4号 平成13年10月26日

○政府特別補佐人（津野修君） この集団的自衛権でございますけれども、これもたびたび従来から政府として答弁してございますが、まず国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、我が国が国際法上この集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然である。